

⑤受託工事関係にかかる 分岐プール額について

上下水道部 水道施設課



上水道の公道分岐工事について

公道分岐工事の概要

公道分岐工事は、公衆用道路の地中に埋設されている水道本管から、自宅の敷地内に給水管を引き込む分岐工事のことを指します。この工事は、新築の家を建てる際や、リフォーム時に必要になるケースがあります。水道引き込み工事を行わないと、暮らしの中で重要なライフラインである水道水を使うことができません。

☆具体的な水道引き込み工事の一般的な流れは以下のとおりです

- ①各種申請書類の提出:
敷地内に水道管の引き込み工事を行う場合は、市に登録のある給水指定工事店から各市町の水道事業者へ申請書類を提出。
- ②水道本管と敷地内の配管接続:
申請が通り、道路占用等の許可が下りたら前面道路の掘削工事を始め、水道本管と敷地内に引き込むための給水管を接続します。
- ③前面道路の復旧:
水道引き込み工事が完了したら、掘削した前面道路の本復旧工事を行います。
アスファルト道路の場合にはアスファルト舗装を再び行う必要があります。

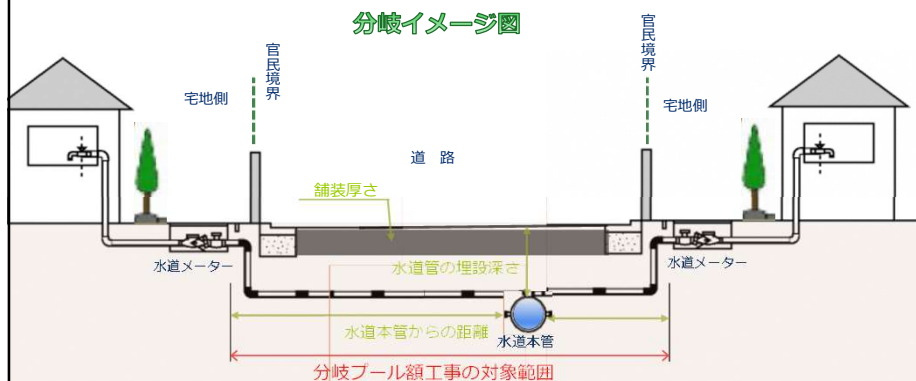
全国の水道事業者は①～③の流れについて、お客様と各工事業者で直接的に工事価格や時期等を調整し工事施工の方法を行っておりますが、**本市では定額の金額を市がお客様からお預かりし、②③の工事を市と業者との契約により工事を行う方法(分岐プール額制度)を採用しております。**

分岐プール額制度とは

本市の分岐工事

- ①給水装置（道路の水道本管から宅地内のメータまでの引き込み管）の新設や撤去工事を行う際、道路の状態や水道本管の埋設位置によって工事費用の負担が増減します。
- ②分岐プール額制度は、増減に関係なく、給水申込者が市に定額の費用を支払い、工事事業者が工事を行い、その費用を市が支払う制度です。

分岐イメージ図



3

かしこ暮らしっく
長岡京

分岐プール額制度について

プール額制度の経緯

- ・昭和44年11月より分岐プール額制度を設定
- ・昭和48年の市制発足以降、長岡京市水道給水条例により分岐プール額の設定を規程

概ね5年間をベースに単価を確認し必要である場合見直しを実施。

- ・平成13年7月に全体で約30%の増額
- ・平成28年4月から現行の単価（約25%増）で運用
- ・令和2年4月に分岐プール額の検査手数料のみを改定

4

かしこ暮らしっく
長岡京

分岐プール額の価格

市納金(給水工事) 令和2年4月1日適用 【税込】

口径		●分岐プール額		●加入金	
		舗装(アスファルト)※3	砂利	甲(一般用)	乙(工場等生産用)
新設	13	316,800円	189,200円	66,000円	176,000円
	13→20	211,200円	126,500円	49,500円	132,000円
	20	316,800円	189,200円	115,500円	308,000円
	13→25	271,700円	177,100円	132,000円	352,000円
	25	377,300円	239,800円	198,000円	528,000円
	40	1,007,600円	578,600円	825,000円	2,200,000円
	50	1,170,400円	798,600円	2,475,000円	6,600,000円
	75	2,294,600円	1,647,800円	4,950,000円	13,200,000円
	100	2,702,700円	2,016,300円	9,900,000円	26,400,000円
	150	4,593,600円	3,426,500円	19,800,000円	52,800,000円
	200	7,807,800円	5,824,500円	39,600,000円	105,600,000円
	250	別に定める		別に定める	
撤去※1		77,000円	44,000円		

※1 全口径同一・1装置につき

※2 公道又は公道とみなされる場所で実施撤去工事が施工されるとき。

※3 市で舗装本復旧を施工します。

5

かしこ暮らしっく
長岡京

分岐プール額制度について	
利 点	・給水申込者は、工事箇所の諸条件（水道本管の埋設位置・道路の交通量や幅員の大小・舗装厚さ等）に関係なく、引込み管の口径による定額において工事を行うことができる。 ・市が工事の内容を管理監督することで、工事の費用負担に対する品質が担保される。 ・工事事業者とのトラブルが発生した場合に市が関与することができる。 ・工事完了後の維持管理や漏水等の事故発生の際にも資料が統一されており、修繕等の対応を迅速に行うことが可能である。
欠 点	・市から工事事業者へ支払う分岐工事費用の単価は毎年見直しておりますが、給水申込者から市が受け取る分岐プール額は、平成28年度以降見直しされていないことから、収支のバランスが崩れ、市の水道事業会計を圧迫する状況が考えられます。 ※理由：原油価格、資材等の物価及び人件費の高騰による工事費が増大。 ・市職員が工事にかかる手続きや業者への指導・監督を行うことにより、工事件数が増加すれば、負担が増大し他の業務等に支障が出るとともに、今後の職員数の減少に対応できるか等が懸念されます。

受託収支（各年度の推移）

受託収支(収入)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計
分岐プール額(税抜)	95,562,901	97,385,100	78,785,850	90,943,800	99,857,387	99,851,507	80,902,900	643,289,445
工事検査手数料	5,690,000	4,711,000	4,759,400	5,379,800	8,729,200	9,856,700	8,104,200	47,230,300
計	101,252,901	102,096,100	83,545,250	96,323,600	108,586,587	109,708,207	89,007,100	690,519,745

受託収支(支出)	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計
給水工事費(税抜)	65,094,563	66,295,842	58,951,771	62,934,390	83,517,356	87,851,189	77,948,343	502,593,454
分岐工事跡復旧	9,647,640	5,589,000	9,519,120	8,553,600	9,064,000	4,766,300	5,960,900	53,100,560
職員人件費	13,946,359	14,984,006	14,652,928	15,163,227	13,729,419	17,400,692	17,912,641	107,789,272
竣工件数(撤去含む)	439	365	334	444	559	532	549	3,222
計	88,688,562	86,868,848	83,123,819	86,651,217	106,310,775	110,018,181	101,821,884	663,483,286

収支差引	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計
	12,564,339	15,227,252	421,431	9,672,383	2,275,812	-309,974	-12,814,784	27,036,459

収入に対する支出の割合	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計
	88%	85%	99%	90%	98%	100%	114%	96%

7



分岐プール額の見直しについて

分岐プール額の方向性（論点）

◎現行の分岐プール額制度は、京都府下の市（町村を除く）では、本市と隣の向日市のみで実施しておりますが、その他の市では過去には行っていたが、職員の工事に伴う設計等にかかる業務の負担が大きいこと等から廃止されている市もございますが、本市も今後の動向を見据えながら存廃等も含め、実施方針の見直しを始める必要があります。

◎平成28年度時点の各種単価と令和5年度時点での各種単価は約27%程度上昇（以下、代表的な単価を抽出）

【参考単価】			(上昇率)
・配管工	H28 18,700円/日	R5 23,400円/日	(25%)
・Φ20mmの硬質塩化ビニル管	H28 160円/m	R5 237円/m	(48%)
・アスファルト合材	H28 9,850円/t	R5 10,700円/t	(8%)

以上のことから、今後も各単価については引き続き上昇傾向が収まらない状況であることが考えられます。

◆現行の分岐プール額について、今後も単価の上昇が考えられるため、各口径別に精査し令和7年度の分岐プール額改定に向け、5年先までのシュミレーション等を詳細に検討し収支のバランスを見ながら、今年度見直しを進めてまいります。

8

